

2024年7月4日（木）  
愛知県知多県民事務所環境保全課  
環境保全グループ  
担当 川島、山田  
電話 0569-21-8111(代表)  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 林、荒木  
内線 3050、3045  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 知多市における土壌汚染について

大同特殊鋼株式会社(名古屋市東区)が、知多市内の同社知多第2工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、新たに土壌汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

### 1 報告内容

(1) 報告者

大同特殊鋼株式会社

(2) 報告年月日

2024年7月4日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市<sup>きたはままち</sup>北浜町11番21の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	0.015mg/L (1.5倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	3.48～4.72m	5 / 513

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	2,500mg/kg (16.7倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0～0.5m 2.68～3.18m	2 / 513

注1：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

調査した全ての地点で法に規定する地下水基準に適合していました。

## (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、工場建屋内であり、その他の部分についてはアスファルト及びコンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、事業者は、地下水モニタリングを実施しており、事業場外への地下水汚染の拡散は確認されていません。

## 2 今後の対応

事業者は、引き続き地下水モニタリングを実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

なお、当該地は法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。

## 3 事業者の連絡先

大同特殊鋼株式会社 経営企画部コーポレートコミュニケーション室

住所：名古屋市東区東桜一丁目1番10号

電話：052-963-7503

## 4 調査対象地の概要

### (1) 調査対象地の面積

51,299.8 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は埋立地であり、1973年から2017年まで、大型鉄構物等の製作を行う事業場用地として利用されており、鉛及びその化合物の使用等が確認されています。

2020年以降は、高機能ステンレス鋼の表面加工等を行う大同特殊鋼株式会社知多第2工場として利用されていますが、鉛及びその化合物の使用履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考 1

2023年6月8日（木）公表内容

# 知多市における土壤汚染について

大同特殊鋼株式会社(名古屋市東区)が、知多市内の同社知多第2工場において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

## 1 報告内容

### (1) 報告者

大同特殊鋼株式会社

### (2) 報告年月日

2023年6月8日（木）

### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市北浜町11番21の一部

### (4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

### (5) 調査結果

#### ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	0.011mg/L (1.1倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～0.5m	1／329

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

#### イ 土壤含有量

調査した全ての地点で法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シート等で覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、事業者は、地下水モニタリングを実施しており、事業場外への地下水汚染の拡散は確認されていません。

## 2 今後の対応

事業者は、引き続き地下水モニタリングを実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

なお、当該地は法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。

## 参考 2

- ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)